

慈啓会養護老人ホーム 運営規程

(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)

社会福祉法人 札幌慈啓会

慈啓会養護老人ホーム

慈啓会養護老人ホーム

(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)

運営規程

(規程の目的)

第1条 本規程は、介護保険法第74条に基づく省令で定められた「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」により指定された事業の基本について定め、もって適切な運営を推進することを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、当ホーム入居者が要介護状態または要支援状態となった場合（以下「要介護状態等」という。）に、本事業によるサービスを提供することにより、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次によるものとする。

1. 名称 … 慈啓会養護老人ホーム
2. 所在地 … 札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番52号

(事業の基本方針)

第4条 本事業は、次の各項目を基本方針として推進する。

1. 本事業は従事する職員は、原則として、特定施設サービス計画の作成、サービス利用者の安否確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という）を実施する。
2. 当施設が契約により委託する指定居宅サービス事業者（以下「受宅居宅サービス事業者」という）は、特定施設サービス計画に基づき行われる入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という）を実施する。
3. 本事業は、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、利用者の心身状態に応じてサー

ビス計画を作成し、利用者及び家族の同意を得て実施する。

4. 本事業によりサービスの提供を受けた利用者は、介護保険法の定めるところにより、一定割合のサービス利用料を負担するものとする。
5. 本事業は、介護保険法による要介護度認定の結果、要支援者を対象とする「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業」と、要介護者を対象とする「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業」とを一体的に運営するものとする。
6. 本規程に定めなきものは、老人福祉法及び介護保険法等関係法令等に定めるところによるものとする。

(利用定員等)

第5条 本事業の利用定員は80名とする。

2. 居室はすべて個室とする。

(職員数)

第6条 本事業の推進のため、次の職員を配置する。

1. 管理者 1名 (当施設施設長 兼務)
2. 生活相談員 2名 (当施設主任生活相談員 兼務)
3. 介護職員 11名以上 (当施設支援員 兼務)
4. 計画作成担当者 1名 (当施設主任支援員 兼務)

(職員の義務)

第7条 職員の義務は、おおむね次によるものとする。

1. 管理者は、職員の管理、事業の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、職員に指揮命令を行う。
2. 生活相談員は、利用者や家族に対し、各種の相談に適切に応じるとともに必要な助言その他援助を行う。また、利用者の心身状況やその環境及び家族の希望等を的確に把握し、サービス計画に反映させるとともに指定居宅サービス事業者等との連絡調整にあたる。

3. 介護職員は、利用者的心身状況に応じて日常生活や家事に対して適切な援助を行うとともに、受託居宅サービスの補完的な業務や見守り・行事・応急的介護・夜間介護等を行う。
4. 計画作成担当者は、利用者が要介護状態等になった場合に適切に介護保険の居宅サービス等が受けることができるよう居宅サービス計画等を作成するとともに、この計画にそって居宅サービス等が提供できるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整にあたる。

(事業の内容等)

第8条 本事業の内容は、おおむね次のとおりとし、要介護状態等の利用者を対象に、特定施設サービス計画等に基づき、当施設に配置する職員または当施設が委託契約を結ぶ指定居宅サービス事業者等に委託することにより提供する。

1. 入浴、清拭による清潔の保持
2. 排泄の自立援助
3. 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
4. 食事の提供および栄養管理
5. 生活機能の改善
6. 指定居宅サービス計画等の作成
7. 利用者の安否確認および生活相談
8. 健康管理
9. 家族に対する相談および助言等

(事業の説明等)

第9条 サービス提供の場合は、利用者または家族に対し、運営規程の概要、従事者の勤務体制当施設と受託居宅サービス事業者の業務の分担内容、受託居宅サービス事業者及び事業所の名称並びに受託居宅サービスの種類、利用料の額、その他サービスの選択に資する重要な事項を記した文書を交付して説明し、サービスの提供に関する契約を締結するものとする。

2. 当施設は、前項のサービス提供開始にあたり、介護保険被保険者証により、被保険者資格、認定状況、有効期間を確認するものとする。

(利用料の額)

第10条 指定居宅サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法関係法令の定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割または、介護保険負担割合証に定める割合とする。

2. 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、介護保険法関係法令が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3. 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収できるものとする。

- ① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用
- ② 日常生活費のうち、利用者が負担することが適當と認められる費用

4. 前項までの利用料に係るサービスの提供に当たって、利用者またはその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得るものとする。

5. 前項の内容及び費用について、変更する場合も同様とする。

(月額利用単位限度)

第11条 サービス計画の作成にあたり、介護保険法関係法令が定める月額利用単位限度を超過しないように策定するものとする。

(利用者の軽減)

第12条 指定居宅サービス利用者の自己負担額は、市長の承認により軽減されることがあり、この適用をすすめるものとする。

(受託居宅サービス事業所)

第13条 当施設と契約した受託居宅サービス事業者は、以下のとおりとする。

- ① 指定訪問介護サービス

札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番51号

社会福祉法人 札幌慈啓会 慈啓会ヘルパーステーション

② 指定通所介護サービス

札幌市中央区旭ヶ丘5丁目6番51号

社会福祉法人 札幌慈啓会 慈啓会デイサービスセンター

2. 前項に規定した受託居宅サービス事業者以外のものについては、利用者の状況に応じて業務を委託することができる。

(居室の変更)

第14条 利用者が次のいずれかの状態になった場合は、居室を変更することができる。

- ① 心身状態の低下等により、職員による介護等の頻度が多くなった場合。
- ② 心身状態の改善等により、他の居室での生活が適当と認められる場合。
- ③ その他、やむを得ない事情により、居室を変更することが適当と認められる場合。

2. 居室を変更する場合は、入居者や家族の同意を得るとともに関係職員による協議により決定し、かつ記録として保存するものとする。

(利用上の留意事項)

第15条 利用者は、次の事項を順守するよう努めなければならない。

- 1. 職員等の指導による日課を励守し、共同生活の秩序を保つとともに相互の親睦に努めること。
- 2. 外出または外泊しようとする時は、その都度、外出・外泊先、帰着予定日時等を届け出ること。
- 3. 外来者は、利用者と面会しようとする時は、その旨を届け出ること。
- 4. 努めて健康に留意し、事業所で行う健康診断は特別な事情がない限り受けること。
- 5. 事業所の清潔・整頓、その他環境衛生保持のため、ホームに協力すること。
- 6. 身上に関する重要な事項に変更が生じた時は、速やかに届け出ること。

7. 事業所内で次の行為をしてはならない。

- ① ケンカ、口論、泥酔、賭博等他人に迷惑となるような行為をすること。
- ② 指定された場所以外で火気を使用し、または自炊あるいは喫煙をすること。
- ③ 医師の診療を拒否し、または職員の指示に反した行為をすること。
- ④ 事業所の秩序や風紀を乱し、または安全や衛生を害すること。
- ⑤ 事業所の設備や備品等を損傷し、または無断で現状を変更すること。
- ⑥ その他、事業所の管理運営に支障をきたすような行為をすること。

(損害賠償)

第16条 利用者は、故意または重大な過失により事業所に損害を与え、または無断で形状を変更した時は、その損害を弁償し、または現状に回復しなければならない。

2. 損害賠償の額は、利用者の収入及び事情を考慮して減免することができる。

(身体的拘束等)

第17条 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、やむを得ない場合を除き身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。ただし、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その状況及び時間等並びにやむを得ない理由を記録するものとする。

(緊急時の対応)

第18条 事業所は、利用者の心身状況に急変が生じた場合、その他緊急の事態が生じた場合には速やかに主治医または協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置をとるものとする。

(事故対策)

第19条 事業所は、利用者に対する事故が発生した場合は、必要な措置を行うとともに、家族や市町村に連絡するものとする。

2. 事業所は、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこ

ととする。

3. 事業所は、利用者に対する事故が発生した場合は、その原因を分析し、再発防止のための改善策を職員に徹底させるものとする。

(非常災害等)

第20条 事業所は、非常災害、その他緊急の事態に備え、とるべき措置について、あらかじめ対策をたてておくものとする。

2. 利用者及び職員の避難訓練は、年3回以上実施するものとする。
3. 事業所は、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）の取り組みにおける訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(感染症等)

第21条 事業所は、感染症または食中毒の発生予防のため、日頃から次の項目に心掛けるものとする。

- ① 利用者の使用する食器、その他の設備及び飲料水の衛生的な管理に努めること。
- ② 医薬品及び医療機器を適正に管理すること。
- ③ 感染症または食中毒の発生とまん延の防止に努めるとともに、その対策委員会を年4回開催し、その結果を職員に周知徹底を図ること。
- ④ 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を作成すること。
- ⑤ 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施、訓練を行うこと。

(苦情処理等)

第22条 事業所は、利用者に提供したサービスについて、利用者や家族からの苦情に迅速に対応するために、苦情受付責任者及び苦情解決責任者を置くものとする。

2. 受け付けた苦情の内容は記録として残すものとし、当法人に設置する苦情解決第三者委員会に報告するものとする。
3. 事業所は、その行った処理に関し、市町村等関係機関から指導または助言を受けた場合は

必要な改善を行うものとする。

4. 事業所は、市町村等関係機関から求めがあった場合には、前項の改善内容を報告するものとする。

5. サービスについての利用者からの苦情に関して、北海道国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、同団体からの指導や助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行い、その求めに応じて必要な報告をするものとする。

(業務継続)

第23条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するための取組として、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を行う。

(ハラスマントの防止)

第24条 事業所は、当法人にて規定されているハラスマント防止規定に則り、窓口担当者（男・女各1名）を設置、周知し、ハラスマントの防止と適切な対応を図り、安心して働く環境づくりに努める。

(虐待の防止のための措置)

第25条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、対策を検討する委員会の設置・開催、指針の整備、虐待の防止のための研修の実施、担当者を設置する。

(協力医療機関)

第26条 事業所は、入院や治療等を必要とする利用者のために協力医療機関を定めるものとする。

(秘密の保持)

第27条 事業所の職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者や家族の秘密を漏らさぬよう厳守するものとし、退職した場合も同様に厳守するものとする。

(地域との連携)

第28条 事業所の運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

(記録の整備)

第29条 事業所は、職員や設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2. 利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- ① 指定介護及び指定介護予防サービス計画
- ② 受託居宅サービス事業者等から報告に係る内容の記録
- ③ 受託居宅サービス事業者等の業務の実施状況に関する記録
- ④ 市町村への通知に関する事項の記録
- ⑤ 苦情の内容等の記録
- ⑥ 事故の状況等の記録
- ⑦ 提供した具体的なサービス内容等の記録
- ⑧ 身体的拘束等の内容や理由等の記録

3. 前項の記録は、利用者または家族からの求めに応じて提供するものとする。

(掲示)

第30条 事業所内の見やすい場所に、運営に関する重要事項等を掲示又は閲覧可能なファイル等において備え置くものとする。

(雑則)

第31条 この規定に定めるほか、必要な事項については管理者が別に定める。

附 則 ・本規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則 ・本規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則 ・本規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則　・本規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則　・本規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則　・本規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則　・本規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則　・本規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則　・本規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則　・本規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則　・本規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則　・本規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則　・本規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則　・本規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則　・本規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。